



平成 21 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・ロジスティクス
代 表 者 代表取締役社長 竹 森 二 郎
(コード番号 9 3 2 1 東 証 第 二 部)
問 合 せ 先 取締役経営企画本部長 友 繁 卓 己
電 話 番 号 0 3 - 6 2 3 0 - 0 6 0 0

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 30 日開催の取締役会において、定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 定款の一部変更について 2. 種類株式発行にかかる定款一部変更の件（1）変更の理由」において定義します。）の取得について、平成 21 年 6 月 9 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本臨時株主総会及び本種類株主総会における議案が承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 21 年 7 月 10 日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

I. 定款の一部変更について

1. 株券の電子化に伴う定款一部変更の件（定款一部変更の件（1））

(1) 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。

そのため、現行定款第 7 条（株券の発行）、第 8 条第 2 項（単元未満株券の不発行）及び第 9 条（株式取扱規程）における実質株主名簿に関する規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

なお、定款一部変更の件（1）にかかる定款変更は、定款一部変更の件（1）が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第7条 (株券の発行) 当社は、その株式に係る株券を發行する。	(削 除)
第8条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 ②当社は、単元未満株式に係る株券を發行しないことができる。	第7条 (単元株式数) (現行どおり) (削 除)
第9条 (株式取扱規程) 当社の株券の種類、株主 (実質株主名簿に記載、または記録された実質株主を含む。以下同じ。) の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	第8条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。
第10条 (省 略)	第9条 (現行どおり)
第11条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第10条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第12条～第34条 (省 略)	第11条～第33条 (現行どおり)
第35条 (剰余金の配当の基準日) 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。	第34条 (剰余金の配当の基準日) 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。
第36条 (省 略)	第35条 (現行どおり)

2. 種類株式発行にかかる定款一部変更の件 (定款一部変更の件 (2))

(1) 変更の理由

平成 21 年 4 月 10 日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、伊藤忠商事株式会社 (以下「伊藤忠」といいます。) は、平成 21 年 2 月 24 日から同年 4 月 9 日まで当社の普通株式に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を行い、平成 21 年 4 月 16 日 (決済日) をもって、当社普通株式 18,722,417 株を取得いたしました。

その結果、伊藤忠は本公開買付け前に保有していた 19,010,115 株と合せ、当社普通株式 37,732,532 株 (発行済株式総数に対する所有株式数の割合 : 93.82%) を保有するに至っております。

伊藤忠は、平成 21 年 2 月 13 日付プレスリリース「株式会社アイ・ロジスティクス株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」等で表明しておりますとおり、当社が伊藤忠との間で、同じ企業グループに属するというに留まらないビジネス上の親和性・シナジーを有していることから、持分法適用関連会社という緩やかな関係から更に踏み込んだ強固な枠組みを構築するべく、当社を本完全支配化（伊藤忠が川崎汽船株式会社（以下「川崎汽船」といいます。）の保有する当社株式と合せて当社の発行済株式（当社の自己株式を除く。）の全てを取得する取引をいいます。以下同じ。）することを企図して本公開買付けを実施いたしました。

当社としても、本完全支配化により伊藤忠のグループ力を活かした更なる海外事業の拡大その他様々なシナジーが見込まれると判断し、また、川崎汽船との間で一定の資本関係を前提とした海上貨物運送事業の分野における緊密な取引関係・協力関係を継続することが当社における戦略的分野である国際複合一貫輸送の強化を図る上で極めて重要であると考え、平成 21 年 2 月 13 日付当社プレスリリースの「伊藤忠商事株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、以下の①乃至③の方法により本完全支配化を実施することといたしました（以下総称して「本完全支配化手続」といいます。）。

- ① 当社定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式である A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、当社は各株主の皆様に対して、当該取得の対価として全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 1,200,000 分の 1 株を交付いたします。この際、伊藤忠及び川崎汽船以外の各株主の皆様に対して交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

定款一部変更の件（2）は、本完全支配化手続のうち上記①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A 種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられる A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。なお、下記 3. 及びⅡ. に記載のとおり、全部取得条項付普通株式の取得対価は A 種種類株式としております。

会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（即ち、本完全支配化手続を実施した場合）、上記のとおり、伊藤忠及び川崎汽船以外の株主の皆様に対して取得対価として交付される当社 A 種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。

株主の皆様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。ただし、売却に当たっては、当該端数の合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数

は会社法第 234 条第 1 項により切り捨てられ、売却の対象とはなりません。かかる売却手続に関し、当社は会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社 A 種種類株式を伊藤忠に対して売却すること、または会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき当社が当社 A 種種類株式を買取することを予定しております。

この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に 270 円（伊藤忠が本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、定款一部変更の件（2）にかかる定款変更は、定款一部変更の件（2）が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、定款一部変更の件（2）は、定款一部変更の件（1）による変更後の定款の一部を更に追加変更するものです。

（下線部は変更箇所を示します。）

定款一部変更の件（1）による変更後の定款	追加変更案
<p>第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、1 億 6,000 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第 7 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、1 億 6,000 万株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は <u>1 億 5,999 万 9,960 株</u>、第 6 条の 2 に定める内容の株式（以下「A 種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は <u>40 株</u> とする。</p> <p><u>第 6 条の 2（A 種種類株式）</u> 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A 種種類株式を有する株主（以下「A 種株主」という。）または A 種種類株式の登録株式質権者（以下「A 種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種種類株式 1 株につき 1 円（以下「A 種残余財産分配額」という。）を支払う。A 種株主または A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主または A 種登録株式質権者は、A 種種類株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第 7 条（単元株式数） 当社の <u>普通株式の単元株式数は、1,000 株とし、A 種種類株式の単元株式数は、1 株</u> とする。</p> <p><u>第 15 条の 2（種類株主総会）</u> 第 12 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u></p>

	<p>②第13条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
--	---

3. 全部取得条項にかかる定款一部変更の件（定款一部変更の件（3））

(1) 変更の理由

定款一部変更の件（3）は、本完全支配化手続における上記②の手続として、定款一部変更の件（1）及び（2）による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを設けるものであります。

また、本完全支配化手続における上記②の後、株主総会の決議によって当社は株主の皆様から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本完全支配化手続における上記③）、当該取得と引換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価は、定款一部変更の件（2）にかかる定款変更により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主の皆様へ交付するA種種類株式の数は、伊藤忠及び川崎汽船以外の各株主の皆様へ交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、1,200,000分の1株としております。

なお、定款一部変更の件（3）にかかる定款変更の効力発生日は、平成21年7月16日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、定款一部変更の件（3）にかかる定款変更は、定款一部変更の件（1）及び（2）による変更後の定款の一部を更に追加変更するものです。また、定款一部変更の件（3）にかかる定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件（2）及び下記Ⅱ.記載の全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において定款一部変更の件（3）にかかる定款変更と同内容の定款変更案が承認可決されることを条件として、その効力が生ずるものといたします。

定款一部変更の件（1）及び（2）による 変更後の定款	追加変更案
（新 設）	<p><u>第6条の3（全部取得条項）</u> 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を1,200,000分の1株の割合をもって交付する。</p>

Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件は、本完全支配化手続における上記③の手続として、会社法第171条並びに定款一部変更の件（1）乃至（3）による変更後の定款に基づき、株主総会の決議に

よって、当社が株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主の皆様に対し取得対価を交付するものです。

かかる取得対価としては、定款一部変更の件（2）における変更後の定款により設けられるA種種類株式とし、定款一部変更の件（3）による変更後の当社定款規定第6条の3に定めるとおり、全部取得条項付普通株式1株につき交付されるA種種類株式の数は1,200,000分の1株とさせていただきます。

この結果、伊藤忠及び川崎汽船以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であり、このように交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が承認可決された場合に、株主の皆様へ交付されることになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、株主の皆様が交付を受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得たうえで、伊藤忠に対して売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社が買取することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に270円（伊藤忠が本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに定款一部変更の件（1）乃至（3）による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式にかかる株主（当社を除きます。）の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を1,200,000分の1株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成21年7月16日といたします。

(3) その他

当該全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件（3）にかかる定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただく予定です。

3. 上場廃止について

(1) 上場廃止となる見込み及びその事由

定款一部変更の件（2）及び（3）並びに全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が承認可決された場合には、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成21年7月10日をもって上場廃止となる予定です。

(2) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

上記 I.2.(1)に記載の理由に基づき、伊藤忠は本完全支配化を実施することとし、一方、当社は、本完全支配化の一環である本公開買付けが中長期的に当社の企業価値を最大化するものであり、また本公開買付けの諸条件が妥当であり当社の株主の皆様合理的な価格による売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明いたしました。

上述の通り、当社普通株式は上場廃止となることが見込まれますが、上記各手続により、上場廃止となる当社普通株式に代わる対価として現金の交付を受ける機会を当社の少数株主に提供しつつ、当社の本完全支配化を実施することが可能となります。

III. 本完全支配化手続の日程について

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概略は、以下の通りです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日公告	平成 21 年 4 月 13 日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日	平成 21 年 4 月 28 日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の招集に関する取締役会	平成 21 年 4 月 30 日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会	平成 21 年 6 月 9 日 (予定)
整理銘柄への指定	平成 21 年 6 月 10 日 (予定)
当社普通株式の売買最終日	平成 21 年 7 月 9 日 (予定)
当社普通株式の上場廃止日	平成 21 年 7 月 10 日 (予定)
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日	平成 21 年 7 月 15 日 (予定)
全株取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 7 月 16 日 (予定)

以 上